

鳥栖市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

鳥栖市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、地方創生の推進、市民の健康増進等に関し、相互の連携を強化することについて、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、緊密な相互連携及び協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、地方創生の推進、市民の健康増進等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- 1) 地方創生の取組に関すること。
- 2) 病気の予防及び早期発見並びに心のケアによる健康増進の取組に関すること。
- 3) スポーツを通じた健康づくりの取組に関すること。

2 甲と乙は、前項各号の事項に係る具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申出がない場合は、当該有効期間は、1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 この協定の履行に関し特別の事情が生じた場合は、甲乙協議の上、この協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、この協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対し必要な範囲で開示する場合は、この限りでない。

2 甲と乙は、理由のいかんを問わず、この協定が満了した後も、前項に規定する守秘義務を負うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月30日

甲 佐賀県鳥栖市宿町1118番地
鳥栖市
鳥栖市長

乙 佐賀県佐賀市駅南本町3-15 明治安田生命佐賀ビル5F
明治安田生命保険相互会社
佐賀支社長